

さかい

令和2年 夏号



## 農委だより

(第113号)

編集・発行 堺市農業委員会

堺市堺区南瓦町3番1号  
TEL072(228)6825(直通)  
FAX072(228)7410

## 委員改選により、7月から新体制がスタートしました



3年間の任期満了により、農業委員及び農地利用最適化推進委員が改選され、令和2年7月から、新たに「第24期堺市農業委員会」がスタートしました。

平成28年施行の農業委員会法改正による農地利用最適化推進委員の新設後、同委員については今回が2期目の選任となります。

農業委員・農地利用最適化推進委員とも、令和2年2月からの公募により候補者を選定したのち、農業委員は市議会の同意を得て市長が任命し、農地利用最適化推進委員は農業委員任命後、7月15日の初総会において委嘱が決定されました。

初総会を招集した永藤英機堺市長からは、これまでの農業委員会活動に対する謝意の言葉と、農業関係者の方々の努力により、産出額が大阪府内でトップである堺の農産物について、市としてもさらにアピールしていきたい、また、都市部における農地の多面的機能への取組を推進していきたい、との挨拶がありました。

また、同総会では農業委員会会長及び会長代理の互選があり、会長には檀野隆一委員、会長代理には北井秀信委員が就任しました。

農業委員会法の趣旨では、委員会の決議機関としての農業委員と、地域での活動を主に行う農地利用最適化推進委員というように役割が分けられていますが、堺市では農業委員・農地利用最適化推進委員がともに協働し活動することで地域の農業発展をめざし、また総会などで両委員が同様に意見を述べることのできる体制を整えています。

今後とも、堺市域の農業発展のため、皆様のご協力をお願いいたします。

(農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介は2・3ページ)

## 会長就任挨拶

堺市農業委員会 会長 檀野 隆一

この度、農業委員会総会で委員の皆様による推挙を受け、第24期堺市農業委員会会長に就任することとなりました。

農業関係者の皆様には、常日頃から農業委員会活動にご協力を賜り、紙面を借りまして、厚く御礼申し上げます。

私自身、農業委員としては今回が3期目となり、この間、全国でも課題となっている農業を取り巻く状況の厳しさ、いわゆる農業所得の減少や農業の担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地問題などと向き合っていました。

またこの間、農地や農業委員会に関連する法令については多くの改正があり、都市農地をめぐる状況の変化や、大規模自然災害が急増する中での農地の持つ多面的機能の活用など、新たに様々な課題が発出してきているものと認識しています。

今年に入ってから新型コロナウイルス感染症問題も発生し、農業生産活動はもとより農業委員会活動にも大きく影響を及ぼしています。いまだ収束の目途も立たない中ではありますが、我々としては今後もしっかりとした対策を講じたうえで、これらの活動を継続していかなければなりません。

堺市農業委員会では、これまで同様、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携・協力しあい、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の利用集積・集約化、新規参入の促進等、法に基づき、かつ堺市の農業振興方針に合致した農地等の利用の最適化の推進に一層取り組んで参りたいと考えております。

皆様の変わらぬご支援、ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

# 新しい農業委員、推進委員の紹介

第1区

農業委員



しばお やすのり  
芝尾 恭典委員  
北区金岡町

推進委員



こばやし よしひろ  
小林 義博委員  
北区百舌鳥本町

第2区

農業委員



にしお あさつぐ  
西尾 朝嗣委員  
西区鳳西町

推進委員



いのうえ かずお  
井上 和夫委員  
西区菱木

第3区

農業委員



こうだ ゆうじ  
光田 裕次委員  
東区草尾

推進委員



のざと たかお  
野里 孝雄委員  
東区日置荘田中町

第4区

会長  
農業委員



だんの たかかず  
檀野 隆一委員  
美原区大饗

推進委員



のぐち よしのり  
野口 宜律委員  
東区菩提町

第5区

農業委員



やなぎした きよたか  
柳下 清隆委員  
美原区今井

推進委員



なかお よしあき  
中尾 美昭委員  
美原区南余部

第6区

農業委員



やまもと みつお  
山本 光男委員  
美原区菅生

推進委員



たかおか かずひろ  
高岡 一平委員  
美原区菅生

第7区

農業委員



まつかわ ゆきお  
松川 幸男委員  
中区新家町

推進委員



とうもと じゅんいち  
塔本 順一委員  
中区八田寺町

第8区

農業委員



いけがみ まさあき  
池上 正昭委員  
中区辻之

推進委員



ふじわら たけひろ  
藤原 武平委員  
中区小阪

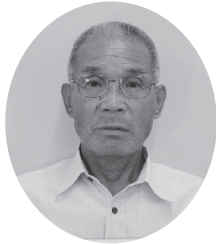
第9区

農業委員



たなか ひろし  
田中 宏 委員  
中区陶器北

推進委員



きしだ かつお  
岸田 勝夫委員  
中区福田

第10区

農業委員



やまもと かずひこ  
山本 一彦委員  
南区檜尾

推進委員



てらやま ただお  
寺山 忠夫委員  
南区稲葉

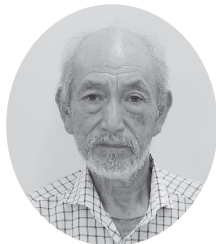
第11区

農業委員



なかの もとひろ  
中野 元裕委員  
南区富蔵

推進委員



おかしょ じろう  
岡所 次郎委員  
南区泉田中

第12区

農業委員



ふじた のぼる  
藤田 昇 委員  
南区別所

推進委員



しげたに かつじ  
重谷 勝次委員  
南区美木多上

第13区

会長代理  
農業委員



きたい ひでのぶ  
北井 秀信委員  
南区畑

推進委員



さかくち たけしろう  
坂口 竹四郎委員  
南区鉢ヶ峯寺

全区

農業委員  
(中立委員)



はしもと まさよ  
橋本 雅世委員  
西区鳳東町

委員に連絡を取りたい場合は、農業委員会事務局までお問い合わせください。(TEL: 072-228-6825)

委員担当区域表 (令和2年7月15日現在)

地区	農業委員会委員 農地利用最適化推進委員	担 当 区 域		
第1地区協議会	芝尾 恭典	第1区	堺区・北区	全域
	小林 義博			
	西尾 朝嗣	第2区	西区	全域
	井上 和夫			
	光田 裕次	第3区	東区	大美野・北野田・草尾・丈六・関茶屋・高松・中茶屋・西野・南野田・日置荘各町
	野里 孝雄			
檀野 隆一	第4区	東区 美原区	石原町・白鷺町・野尻町・引野町・菩提町・八下町 大饗・小寺・菩提	
柳下 清隆				
中尾 美昭	第5区	美原区	阿弥・石原・今井・北余部・北余部西・黒山・真福寺・太井・大保・多治井・丹上丹南・南余部・南余部西	
山本 光男				
高岡 一平	第6区	美原区	さつき野西・さつき野東・菅生・青南台・平尾・小平尾・木材通	

第2地区協議会	松川 幸男	第7区	中区	深井各町・大野芝町・学園町・新家町・土塔町・土師町・毛穴町・八田寺町・八田北町・八田西町・八田南之町・堀上町・宮園町
	塔本 順一			
	池上 正昭	第8区	中区 南区	小坂・小坂西町・榎葉・東八田・東山・平井・伏尾・高蔵寺・田園・辻之・深阪 宮山台・和田・和田東・高倉台・土佐屋台・深阪南・三原台
	藤原 武平			
	田中 宏	第9区	中区 南区	上之・陶器北・福田・見野山 岩室・晴美台
	岸田 勝夫			
	山本 一彦	第10区	南区	赤坂台・大森・新檜尾台・檜尾・稲葉・大庭寺・小代・高尾・野々井・三木閉・桃山台・太平寺
	寺山 忠夫			
	中野 元裕	第11区	南区	泉田中・片蔵・竹城台・茶山台・豊田・梅・富蔵・若松台・庭代台・原山台
	岡所 次郎			
	藤田 昇	第12区	南区	御池台・鶴谷台・城山台・別所・美木多上
	重谷 勝次			
	北井 秀信	第13区	南区	逆瀬川・鉢ヶ峯寺・釜室・畑・横塚台
坂口 竹四郎				
1 橋本 雅世	全区	全区	全域	

(注1) 全区：橋本雅世氏は、第1地区協議会の農業委員会委員

農業委員の役割：農地法に基づく許可（推進委員と連携した現場調査）を行い、農用地利用集積計画等を決定します。

推進委員の役割：担い手への農地利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を通じて農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。



## ～農地を貸しませんか？借りませんか？～ 農地利用集積計画制度の活用

農用地利用集積計画制度とは、離作料の心配もなく、契約期間が終了すれば自動的に所有者へ農地が返還される制度です。

市と農業委員会が貸し手と借り手の間に入るので安心です。

原則 3 年以上の貸借期間を設定していただき、貸借期間が終了前に貸借の継続・貸借の終了のご意向をお聞きいたします。

貸借期間内であっても、貸し手・借り手双方の合意があれば、途中解約も可能です。

兼業や高齢、農地を相続したが農業経験がないなどで「この農地を誰かに作ってほしい」という方、また、「もう少し農業の経営を拡大したいが、なかなか貸してもらえる農地が見つからない」と考えている方はいませんか？

農業委員会では、みなさんからの「貸したい」「借りたい」というご意向に基づいて、相手方を探して結び付けるこの制度を進めています。

ぜひこの制度を利用しましょう。

### ・貸し借りのご意向がある方

P5、P6（両面）の「貸付・借受申出書」にご記入のうえ、農業委員会までお申し出ください。

### ・なお、以前にこの申し出をされたが貸し借りが成立していない場合

引き続き貸し借りの申し出を希望される方は、P5、P6（両面）の「貸付・借受申出書」にご記入のうえ、再度お申し出が必要です。

**★★ お申し出方法：郵送、ファックス、電子メールのいずれか ★★**

※ただし、制度上、下記「注意点」のような要件・制約がありますのでご注意ください。

また、相手方のあることですので、借り人やご希望の農地が見つからない場合もあります。ご了承ください。

## 注 意 点

- (1) この制度によって貸し借りできるのは、市街化調整区域内の農地だけです。
- (2) 貸し借りする農地は、耕作のために利用されるものに限ります。
- (3) 農業者年金を受給するために後継者等に経営移譲した人が、その農地を貸付けると経営移譲年金がストップします。
- (4) ①現在、相続税等納税猶予制度の適用を受けている農地でも、この制度で貸し借りした場合は納税猶予が継続します。  
※改正農地法の施行日（平成21年12月15日）以前に相続が発生した農地を本制度により貸し付けした場合、現行20年となっている「免除要件」については終身の農地利用が条件となります。  
②また、既にこの制度で貸し借りしている農地でも、相続税等納税猶予制度の適用を受けることができます。



# 貸付・借受申出書

令和2年度版

次のとおり農地を貸し付け・借り受けたいので申し出します。

堺市農業委員会会長 あて 令和 年 月 日

住所

氏名

電話 ( ) -

## ◎ 農地を貸したい方 (裏面も必ずお読みください!!)

○貸し付け希望農地の所在等をご記入ください。(市街化調整区域に限る)

所在 (堺市内に限る)	地番	地目	面積 (㎡)	現況	接道	利水	貸借条件		
							賃料	水利	役務
					有 無	水路 井戸 無	有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
					有 無	水路 井戸 無	有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
					有 無	水路 井戸 無	有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
					有 無	水路 井戸 無	有料 無料	貸人 借人	貸人 借人

- ・現況欄は、『良好』『不耕作(年)』等をご記入ください。
- ・接道欄は、概ね軽四自動車の進入の可否について、有・無のいずれかに○をご記入ください。
- ・利水欄は、水路・井戸・無のいずれかに○をご記入ください。
- ・貸借条件欄中、水利・役務欄は、水利費や溝さらえなどの役務について、貸人・借人のどちらが負担することを希望するか、いずれかに○をご記入ください。

○貸し付けの形態にお答えください。

あなたが上記で申し出られた農地について、貸し付けの形態のご意向をお聞かせください。それぞれの項目に「○」か「×」をご記入ください。

貸し付けの形態	回答欄
農業者(農家の方)への貸し付け	
これから農業をめざす方(新規就農者)への貸し付け	
法人への貸し付け	
その他( )	

## ◎ 農地を借りたい方

○借り受け希望農地の地域（例 菱木方面）をご記入ください。

地域（堺市内に限る）	希望面積（㎡）	作付予定作物	賃料	水利	役務
方面	約		有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
方面	約		有料 無料	貸人 借人	貸人 借人
方面	約		有料 無料	貸人 借人	貸人 借人

・水利・役務欄は、水利費や溝さらえなどの役務について、貸人・借人のどちらが負担することを希望するか、いずれかに○をご記入ください。

## ◎ 貸し借りをお申出の方へ

☆この申出書は、「令和2年度」もしくは「令和3年度から」貸し借りを希望する場合のみご提出ください。

☆貸し借りは市街化調整区域内農地に限ります。

☆貸借期間は原則3年以上です。

☆貸し借りのご意向に変更があった場合は、必ずご連絡ください。

☆相手方が見つかった時点で、貸借条件について、再度電話でお伺いします。

☆相手方が見つからない場合は、ご連絡はいたしません。

☆令和元年度以前にこの申し出をされ、貸し借りが成立していない場合で、引き続き貸し借りを希望される方は、再度この申出書を提出してください。

## ◎ 情報の取り扱いについて

☆利用集積計画制度等、貸し借りの結びつけを目的として、個人情報を除き農業委員会事務局での縦覧に供します。また機関紙「さかい農委だより」やホームページに掲載する場合があります。

☆農地の有効利用、担い手の支援・育成、遊休農地の解消・発生防止等、今後の方策について、協議・検討する資料として活用するため、**個人情報を含め、各農業関係機関（\*）に提供いたします。**

☆よって、**各農業関係機関（\*）から、ご意向に関する確認等について、直接連絡がある場合がありますので、ご了承ください。**

（\*）大阪府、大阪府みどり公社、堺市、JA及びこれらの機関が構成機関となっている各協議会・委員会等

# 遊休農地 NO !

**遊休農地は地域や社会の迷惑、様々な問題が発生します**

## 隣の耕作者は困っています

1年以上放置すると農地は雑草が生い茂り病虫害発生の原因となるので、周辺農業への悪影響や付近住民に迷惑をかけることにもなります。

## ゴミがゴミを呼ぶ耕作放棄地

雑草の生い茂る農地はゴミ捨て場になりやすく、捨てられたゴミはますますゴミを呼んで環境の悪化につながります。

農地の所有者は、農地法第2条の2に基づき農地を適正に利用する責任があります。

# 無断転用防止

## 農地を転用するには、事前に転用許可（届）が必要です

「農地転用」とは、農地に住宅や倉庫を建築したり、駐車場や資材置場として利用するなど、農地を農地以外の目的で利用することをいいます。

## 農地転用の手続き

市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会へ農地法に基づく届出をすれば転用できます。転用許可を受ける必要はありません。

市街化調整区域内の農地については、転用の許可が必要です。この場合、農用地区域内の農地は原則として転用が認められず、転用する場合には農用地区域からの除外手続きをしたうえで、転用申請をおこなう必要があります。農用地区域外の農地の転用については、農地の周辺の土地の市街地化の状況、事業実施の確実性等によって、農業委員会の審査が行われます。

## 無断転用には厳しい罰則

適法な手続きを経ずに無断で農地を転用した場合や、許可を受けても許可条件に違反した場合などは、農地法違反となります。違反したままでは、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、許可権者は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。また、これらに違反した場合には3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合1億円以下）の罰金が科せられることがあります。

## 農地法第52条に基づく農地賃借料情報

令和元年中に本市内で農地法第3条の規定による許可、および農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積制度により賃貸借契約を締結した案件（32件・53筆）等の集計結果、年額は下記のとおりでした。

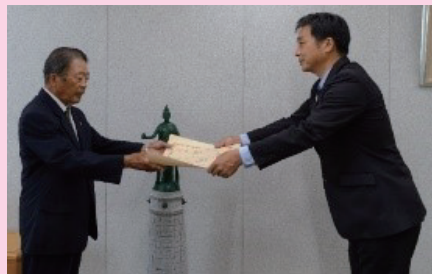
最高額 26,362円/10a 最低額 4,026円/10a 平均額 17,945円/10a  
なお使用貸借（無料）での案件は159件254筆でした。



## 農林水産大臣表彰受賞

堺市農業委員会の田中宏前会長と農業委員会は、遊休農地の解消と農業振興に成果を上げ、農業委員会活動の活性化が顕著であったとして、令和元年度農林水産大臣表彰を受賞しました。

6月4日、堺市役所で大阪府環境農林水産部の原田行司農政室長から表彰状が伝達されました。



## 農業委員会活動パネル展



本年1月28日～30日の3日間、堺市役所高層館1階エントランスにて、「農業委員会活動パネル展」を開催しました。市民のみなさんに農業委員会の主な業務や役割、委員会の活動目標、市内の遊休農地の状況、その解消に向けての取り組みなどを紹介しました。

## 農業者年金

### 1. 農業者年金の加入資格

20歳以上60歳未満・国民年金第1号被保険者・年間60日以上農業に従事している方であれば加入できます。

### 2. 少子高齢化に強く安定した年金

自分が積み立てた保険料と運用益により将来受け取る年金額が決まる積立式・確定拠出型の年金です。

### 3. 保険料は自由に選択

月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選択できます。  
加入途中での見直しもできます。

### 4. 税制面で大きな優遇

その年に支払った保険料が全額所得税・住民税の「社会保険料控除」の対象になります。

### 5. 保険料の国庫助成

認定農業者で青色申告者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対しては月額保険料2万円のうち要件に応じて国庫助成があります。(助成中は、保険料は2万円で固定されます。)

### 6. 80歳までの保証がついた終身年金

80歳までに亡くなられた場合でも、80歳までに受け取ると仮定した金額が「死亡一時金」として遺族に支給されます。

### 脱退もできます

脱退してもそれまでに納めた保険料と、その付利額については、死亡された場合を除き、一時金としての支給はありませんが、将来年金として受け取る原資になります。

詳しい問い合わせは 独立行政法人農業者年金基金 電話 03-3502-3199

全国農業新聞  
購読者募集!!

農業者の経営と暮らしに役立つ情報を提供しています。(全国農業会議所発行)

◎ 購読料月額700円(送料・税込)

◎ 月4回、毎週金曜日発行

問合せ：一般社団法人 大阪府農業会議 電話 06-6941-2701

